

四万十市 AI-OCR 導入業務仕様書

1 業務名

四万十市 AI-OCR 導入業務

2 履行期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、令和 6 年 12 月 1 日までに職員研修を実施したうえで、インフルエンザ予防接種予診票（紙媒体）の必要項目について、提案する AI-OCR を用いて本市職員で帳票読取設定したうえで、データ化できる状態とすること。

3 業務の目的

四万十市（以下「本市」という。）では、DX 推進の一環として、AI-OCR (Optical Character Recognition/Reader) を導入し、紙媒体の申請書等からシステム等への転記作業などに係る作業時間を短縮することで、業務の効率化を行い、行政サービスの向上に繋げていくことを目的とする。

4 業務内容

(1) AI-OCR の導入

ア 日本語版を導入すること。

イ 導入日時点で可能な限り最新版を調達すること。

ウ 複数端末での共同利用が可能であること。

エ LGWAN-ASP サービスは 24 時間 365 日の提供が可能なおこと。ただし、計画メンテナンスは除く

オ アップロードから読み取り、読み取りデータのダウンロードまでをすべてLGWAN 上で完結できること。AIの処理エンジン自体をインターネットに配置し、LGWAN-ASP にアップロードされたファイルを特定通信で分割転送するような仕組みは認めないため、LGWAN 系統にて完結した仕組みとすること。

カ 読取実績をユーザ、組織単位で確認でき、各々月単位で確認できること。

キ 帳票定義から帳票読み取りまでの全作業をブラウザ上で実施可能であること。

ク 読み取り結果について、テキスト形式(CSV含む)又はExcel形式のどちらかでエクスポートできる機能を有すること。

ケ 紙媒体からスキャンしたPDFやTIFFなどの画像データをブラウザからサーバにアップロードすることで、読み取りが可能であること。このとき、専用のスキャナーを導入せず、汎用の複合機等からスキャンしたデータにより読み取りが可能なおこと。

コ 手書き文字でも読み取りが可能なおこと。

サ 背景が灰色などの色付きであっても、文字を読み取れること。また、文字の前面又は背面に印影がある場合は印影を無視し、注釈・取り消し線は読み飛ばして読

- み取りが可能なこと。
- シ 複数行にわたって文字が記述されていても読み取りが可能なこと。
- ス 画像の自動補正により、読み取り対象のスキャンデータの向きや傾きを修正し、読み取りができること。
- セ 個人情報を暗号化と同様の状態でアップロードが可能であること。
- ソ 読み取り確度が低い箇所もしくは読取できなかった箇所を明らかにできること。

(2) 環境構築

市職員が利用できるように AI-OCR の環境構築を行うこと。

環境構築にあたっては、以下の事項を留意すること。

- ア 市庁舎内に設置された業務端末で、市職員による AI-OCR の帳票設定、実行を可能とすること。
- イ AI-OCR を導入する端末については市で準備する。受託者は市が指定する端末へ動作環境を構築すること。
- ウ 事前にシステム管理部署やネットワーク保守委託先業者との十分な協議・検討を行うこと。
- エ AI-OCR の動作環境構築に係る費用（ソフトウェア費、保守費等一式）は、全て受託者において負担すること。

(3) 研修の実施

AI-OCR の帳票設定等の知識が習得できる研修を行うこと。

研修時の会場は本市が提供する。研修に使用する教材、機器等は受託者が準備すること。研修時のマニュアルや教材については、受託者が印刷等の準備をすること。

講師の派遣、マニュアルや教材の作成及び印刷等、受託者が研修の準備に要する費用は、委託金額に含むこととする。

(4) 保守・運用支援体制の構築

ア AI-OCR を円滑に運用できるためのサポート体制を構築すること。

イ AI-OCR の導入、運用を管理統制するとともに、継続して運用するために必要なルールの検討・整備について支援すること。また、運用していく上で有益となるガイドライン、マニュアル、その他各種様式等提示すること。

5 動作環境

以下の動作環境に対応した AI-OCR を導入すること。

(1) クライアントパソコンの動作要件

OS・CPU・メモリ・HDD：下記ブラウザが動作する Windows OS

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

ネットワーク：LGWAN に接続できる環境

(2) ネットワークの三層分離

市のネットワークはマイナンバー利用事務系（基幹系）、LGWAN 接続系、インターネット接続系に分かれている。市の業務端末のほとんどがマイナンバー利用事務系又は

LGWAN 接続系であり、インターネットへの直接の接続はできない。

6 成果品

本業務の成果品は、AI-OCR ソフトウェア及びこれに付随する一切の機器、資料等であり、市の指定する期日までに納品すること。なお、成果品の内容の詳細については別途協議のうえ、決定するものとする。

なお、現在予定している成果品は次のとおり。

- (1) AI-OCR ソフトウェア
- (2) AI-OCR 操作マニュアル
- (3) 研修資料
- (4) 打合資料及び協議録

7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議し定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、四万十市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。また、受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、定期的または随時開催する進捗会議、臨時報告、相談を本市が指定した場所にて行うものとし、会議資料等の提出及び説明を行うこと（本市と協議のうえで Web 会議による実施も可とする）。